第二条第三十三号の前部反射器																																																						
第二条第三十四号の側方反射器	第三号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第三十五号の後部反射器																																																						
第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	第百四号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	第二十八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第三十八号の警音器																																																						
第二条第四十号の停止表示器材	第二十七号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○		○		○		○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第百十六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第百三十号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	第六号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第五十号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第四十一号の二の光源	第三十七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
	第九十九号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○		○		○	○		○		○		○		○	○
	第百二十八号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第五改訂版 第四十八号第六改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○		○		○	○
	第八十一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○		○		○	○
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○		○		○	○
	第八十一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○		○		○	○
第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			○	○		○		○	○	○		○	○

備考

○印は、装置型式指定規則第五条第一項の表各号掲げる種類の装置について、この表の各項に掲げる国が装置型式指定規則第五条第一項の国土交通大臣が告示で定める国であることを示す。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。